

ご相談ください。

### ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅 (中央 3-13-5)

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◇3・5・7・9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

\*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料での相談は一人1回です。

### 行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二

(忠海中町) ☎ 26-0607

### 地域包括支援センター

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族 相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅 (中央 3-13-5)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

### いのちのホットライン竹原

場所 たけはらふれあい館

(中央二丁目 4-3) 9時～18時

※3/23(日)は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原 ☎ 22-9102

### 出張年金相談日

日時 3月12日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

### 特設登記・人権相談所

日時 3月20日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

### 県民相談

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階 (東広島市西条昭和町 13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

### 「法テラスの日」 県内一斉無料法律相談会

弁護士による無料法律相談会を行います。

日時 4月12日(土) 13時～16時

場所 ふくしの駅

対象 収入などが一定額以下の人

定員 6人(先着順・完全予約制)

相談時間 1人30分

相談内容 民事・家事事件に関するもの(刑事事件は対象外)

予約開始日 3月31日(月)

予約・問い合わせ

法テラス広島

☎ 050-3383-5485

※平日9時～17時

受付



### 消費生活相談室便り

景品に惑わされないで！新聞の購読契約は慎重に

#### 〈相談内容〉

県外で就職したばかりの息子が、仕事面で参考になるといわれ、また粗品である1万円分の商品券にも惹かれ、1か月前に訪問販売で新聞の契約をした。しかし実際には忙しくて読む時間もないため、やめたいという。3年間の契約らしいが解約はできないだろうか。

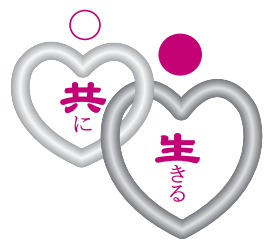
#### 〈アドバイス〉

この場合は訪問販売のため、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリングオフができます。しかしクーリングオフ期間を過ぎると、契約期間に定めがある場合、転勤などの特別な事情を除き一方的な解除は難しくなり、解約料や期間の短縮などは販売店との話し合いとなります。この時、受け取った商品券、もしくはは相当金額の返還を求められることも考えられます。

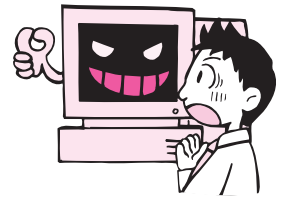
なお、新聞公正競争規約には景品に対する定めがあり、6か月分購読料金の100分の8が上限で、例えば1か月3,000円の場合は1,440円です。解約に対して直接効果はないものの、これらの事情も含めての交渉となるため、近くの消費生活センターなどへの相談をお勧めします。

新生活がスタートする春は、トラブルも増える時期です。景品に惑わされたり、強引な契約に巻き込まれたりしないよう注意しましょう。

相談窓口 消費生活相談室 ☎ 22-6965



## 情報化社会に 潜んでいる危険



### 生活の中のインターネット

情報化の進んだ現代社会では、私たちの日常生活でインターネットが当たり前のように使われています。

確かにインターネットはとても便利なものであり、身近な疑問や、話題になっていることなど、瞬時に多くの情報を手に入れることができます。

提供される情報の真偽を見極め、不必要な情報やいかがわしい情報を自ら排除することができれば、これほど便利なものはないでしょう。

### 子どもにせまる危険

インターネットへ興味本位にアクセスしたことで、子どもたちが犯罪の被害者になったというニュースを耳にしたこともあるでしょう。

また、自分のブログを立ち上

げ、ネット上にお気に入りの写真をアップしたことで、撮影場所のデータから自宅を突き止められ、ストーリー被害にあったという事例もあります。

さらに、インターネットの匿名性を利用し、特定の人物について誹謗中傷を行うことから生じる「いじめ」も起こっています。

このように、インターネットの世界では、正しく使わなければ被害者にも加害者にもなる可能性があるのです。

### 親として知っておくこと

多くの親は、緊急時に子どもと連絡をとるために、携帯電話などを持たせているようです。子どもの安全を守るために持たせたものが、目の届かない所で子どもを危険な目に遭わせたり、友だちを傷つける道具として使われたりすることもあると知っておく必要があります。

今や高校生の9割以上、中学生の5割、小学生の3割が自分専用の携帯電話もしくはスマートフォンを持っているといわれています。児童・生徒が自分の意思でインターネットへ接続できる環境は子ども達の周りにあふれているのです。

### 大人ができること

私たち大人は、有害情報やインターネットを利用した「いじめ」などから子ども達を守るために何ができるでしょうか？

まず、携帯電話やインターネットの利用時間を制限するなど、「家庭内のルール」を作ることです。メールやインターネットに振り回され、一日中携帯なしでは生きられないような生活にならないようにしましょう。

そして、子どもがアダルトサイトなどにアクセスし、有害情報にふれることがないように、フィル

タリングサービスなどを利用し、親の責任の範囲内で携帯電話などを使用させるように子どもと約束しましょう。

情報化のスピードは大人が考えているよりずっと早く、子どもたちは次々と新しいコミュニケーションの方法を獲得しています。大人が想像もつかない人間関係を作り上げてしまうこともあるとの認識を持ち、子どもに買い与えたものを、子どもだけに任せるのではなく、いつも見守り、時には危険を回避するように指導することが必要です。

### 男女が共に輝くあした創り！！



2月15日、たけはら男女共同参画社会づくり講座の第3回目として「さっちゃん・ともちゃん」によるジェンダー漫才とワークショップを開催しました。

「女性は子どもが小さい時期は働かない方がよい?」、「経済的責任は男性がもつ?」など日常の疑問について意見を出し合いあい、楽しく和やかな雰囲気の中でお互いを認めあいました。

参加者からは、「男女共同参画とは、自分も相手も大切に自分らしく生きることだと気づくことができた」などの感想が寄せられました。